

## 役員報酬等規程

### (目的)

第1条 この規程は、社団法人全国老人施設福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第17条の規定に基づき、役員報酬及び役員賞与に関する事項を定めることを目的とする。

### (役員の変義)

第2条 この規程において役員とは、定款第12条に規定する理事および監事をいう。

2 定款第18条に規定する顧問については、この規程を準用する。

### (役員報酬等の意義)

第3条 この規程における役員報酬等とは、本会が役員に対し、役員としての業務の対価として支払うものをいう。

### (役員の変酬)

第4条 役員は無給とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については有給とする。

(1) 常勤の役員のうち職員としての業務を兼ねて遂行する者

(2) 前号以外の常勤の役員

2 前項第1号に該当する者については、経験、年齢、役職の区分、業務等に応じて給与規程に定める職員としての給与等を支給する。この場合においては、役員としての報酬は支給しないものとする。

3 第1項第2号に該当する者については、役職の区分、業務等に応じて給与規程に定める給与等に準じて支給する。

### (役員賞与)

第5条 本会は、役員賞与を支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第1号に該当する者については、職員賞与の支給時期に職員と同じ支給率により賞与を支給する。

### (規程の改廢)

第6条 この規程の改廢は、理事会の議を経て行うものとする。

### 附 則

この規程は、平成19年3月19日に制定し、平成19年4月1日より施行する。